

令和5年9月

お客様各位

天草信用金庫

インボイス制度への対応についてのお知らせ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。

当金庫は適格請求書発行業者としての登録を受けておりますので、お客様が取引に当たって当金庫に各種手数料をお支払いいただいた場合、お客様は各種手数料に含まれる消費税について、当金庫の発行する適格請求書（インボイス）に基づいて仕入税額控除を受けることができます〔注1〕。

つきましては、当金庫にお支払いいただく各種手数料について、10月2日（月）より以下のとおり対応させていただきますので、お知らせいたします。

〔注1〕 具体的な要件等につきましては、顧問税理士等にご相談ください。

【ご参考】当金庫の適格請求書発行事業者登録番号：T4-3300-0500-6897

1. 営業店窓口等で各種手数料（残高証明書発行手数料、融資関係手数料など）をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「領収書」を発行いたします〔注2〕。

〔注2〕 お取引の内容によっては、ダイレクトメールでご案内する場合があります。

2. 営業店窓口にて備付けの振込依頼書をご利用いただいて振込みをされた場合などは、各種伝票に複写式となっている「お振込金受取書（兼振込手数料受取書）」などをインボイスとしてご利用いただけます。

以上